

前回部会において、次回までの課題とされた事項

【大分類 B - 専門的・技術的職業従事者】

【課題 1】

中分類 07「製造技術者（開発）」及び 08「製造技術者（開発を除く）」のうち、機械器具の部品の製造に係る技術者の位置付けが明確ではない。

対応 1

中分類 07 及び 08 の総説に、例えば「部品の製造に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類 071 から 079（又は 081 から 089）のそれぞれに分類される。」を追加する。また、小分類（072～075 及び 082～085）の説明文を、「... 機械器具及び同機械器具の部品の生産に関し、...」のように下線部分を追記して、これらの技術者も各小分類に含まれることを明示する。

さまざまな機械に組み込まれるような、はん用的な機械部品を開発する技術者については、「073 機械技術者（開発）」及び「083 機械技術者（開発を除く）」に分類する。このことを明示するため、小分類 073 の説明文には「はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。」という説明を追記する。

- ・ 部品の製造については、製法、材質等によりそれぞれの区分に分類している。例えば、鋳鍛造部品やプレス部品は「076 金属技術者（開発）」又は「086 金属技術者（開発を除く）」に、機械的機能を有する部品は「072 電気・電子技術者（開発）」～「075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）」（082～085）に分類している。これは、製法等により必要とされる知識・技術等が異なることによる。

【課題 2】

分類基準としての資格をどう考えるか。

対応 2

分類項目の構成要件として用いる「資格」については、次の 又は の要件を備えるものとし、これらの資格のみで構成される分類項目については、説明

文で資格を要件とする旨を明示する。

法令に基づいた業務独占資格（医師、歯科医師等）又は名称独占資格（中小企業診断士、理学療法士等）であること。

国務大臣や都道府県知事など公的機関の長の任命が必要な職業（医療監視員や薬事監視員など）についても、資格と同等のものとして考える。

【課題3】

見習人・補助作業者を、熟練者と同一のカテゴリーに分類する場合としない場合に関して考え方の整理が必要。

対応3

見習う職業の分類項目が、指摘事項2の資格を要件とする場合

「見習い人」が資格を有している場合と有していない場合に分けて考える。

見習人も資格を有しているが、スキルが低く、訓練を受けている場合には同じ職業に位置づける。

資格を有していなければ同じ職業とはせず、内容に応じた職業に位置づける。

見習う職業の分類項目が、指摘事項2の資格を要件としない場合

見習人は、資格の有無には関係なく、見習う職業の訓練を受けている状況

	見習人	補助作業者
職業の分類項目の定義が、法令に基づく業務独占資格又は名称独占資格を必要とする場合	【資格を有している場合】 見習う職業の分類項目に格付ける。（その分類項目に必要な資格を有して、スキルの差はあれ、同じ内容の仕事を行っているとは見なす。） 【資格を有していない場合】 内容に応じた職業に位置づける。	当該分類項目に規定する仕事は資格が無いとできないことから、資格が無い「補助作業者」は実際に行う仕事の内容により、別の分類項目に格付けされる。
職業の分類項目の定義が、法令に基づく業務独占資格又は名称独占資格を必要としない場合	見習う職業の分類項目に格付ける。	仕事の内容により分類

【大分類Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者】

【課題1】

大分類項目の名称が長過ぎる。短くできないとすれば、概念が十分煮詰まっていないからではないか？

対応1

大分類の名称を、「輸送・機械運転従事者」と修正する。

【大分類K - 労務作業者】

【課題1】

大分類の定義は定型的な作業に従事するものも含むということを明示してはどうか。また、対象職業の範囲がより限定的になるような表現にすべきではないか。

対応1

大分類の定義を次のように修正する。

「主に身体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。」

【課題2】

運搬等の仕事で機械を使用するものと区別するため、定義を明確にすべきではないか。

対応2

・機械の大小により異なると考えられること、また機械と身体的作業の両方を行う場合もあると考えられること、などから、大分類の定義で明確に書き分けることは難しいと考える。